

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員委嘱式

1 開 会

司会 (福原課長) 皆さんこんにちは。本日は、公私共にお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
ただいまから、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の委嘱式を始めさせていただきます。
私は、総務部市政情報課長の福原と申します。本日は委嘱式及び運営審議会の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 委嘱書の交付

司会 (福原課長) それでは、梅田市長より、委員の皆様へ委嘱書の交付をさせていただきます。市長が、皆様の席に伺いますので、恐縮でございますが、お名前を呼ばれた際には、その場でご起立の上、お受け取りいただきますようお願いいたします。

(課長が名前を読み上げ、市長から委嘱書を交付)

司会 (福原課長) ありがとうございました。ただいま8名の皆様に委嘱書の交付をさせていただきました。なお、本日欠席されました須藤様と満木様には、後日、本日の資料と合わせまして委嘱書をお渡しさせていただきます。

3 委員及び事務局職員の紹介

司会 (福原課長) 本日は、第1回目の会議でございますので、それではここでお一人一言ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。お手元にお配りしてございます名簿の順に、荒井委員さんから、お願いいたします。

(荒井委員から名簿順に自己紹介)

司会 (福原課長) ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介したいと思います。

(事務局職員紹介)

4 閉 会

司会 (福原課長) それでは以上をもちまして、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員委嘱式を終了とさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

○令和4年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

1 開会

司会 (福原課長) それでは、ただいまから、令和4年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。
なお、委員10人中、出席委員8人でございますので、本運営審議会は久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

2 市長あいさつ

司会 (福原課長) はじめに、梅田市長からご挨拶申し上げます。

梅田市長 (市長あいさつ)

司会 (福原課長) ありがとうございます。

3 会長・副会長の選出

司会 (福原課長) それでは続きまして、会長・副会長の選出でございます。なお、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されておりませんので、梅田市長に仮議長をお願いいたします。

梅田市長 はい。それでは暫時、仮議長を務めて参ります。
3の会長の選出につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により、委員の互選によってこれを定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

野村委員 はい

梅田市長 はい、野村委員さんお願いします。

野村委員 はい。引き続き佐世先生がふさわしいかと思えます。

梅田市長 はい。ただいま、野村委員さんから、佐世委員さんを会長に推挙したいとご発言がありました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

梅田市長 それでは、改めまして佐世委員さんに会長お願いするというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

梅田市長 異議なしということでありますので、会長は佐世委員さんをお願いしたいと存じます。それではここで会長になりました佐世委員さんに就任のご挨拶をお願いいたします。

佐世委員	(会長就任にあいさつ)
梅田市長	ありがとうございました。それでは、会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。
司会 (福原課長)	ありがとうございました。皆様、誠に恐縮でございますが、梅田市長につきましては所用がございますので、ここで退席とさせていただきます。ご了承賜りたいと存じます。 (市長退席)
司会 (福原課長)	それでは、ここで少しの間、事務局と会長との間で進行について打ち合わせをさせていただきたいと存じますので、少々お時間をいただきたいと思っております。 (佐世委員が会長席へ移動・着席) (会長・事務局、進行について打ち合わせ)
司会 (福原課長)	それでは、副会長の選出に移らせていただきます。 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定によりまして、佐世会長に議長となつていただきまして、議事進行よろしくお願いいたします。
佐世会長	はい。それでは、僭越ながら議長職を務めさせていただきます。 副会長の選出でございますが、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により、会長は委員のうちから、会長が指名する。とありますので、私から指名をさせていただきたいと思っております。 今までに引き続きましてですね、副会長には満木委員を指名したいと思っております。今日ちょっとお休みですけれども、満木さんでいかがでしょうか。 (異議なし)
佐世会長	よろしいでしょうかね。恐れ入ります。満木先生でお願いをすることになりますように。
福原課長	満木委員は、本日欠席でございますけれども、副会長の選出につきましては会長に一任させていただきたいと事前に伺っております。 よろしくお願いいたします。
佐世会長	

4 議題

(1) 情報公開・個人情報保護運営審議会について

佐世会長	それでは次第のですね、議題(1)「情報公開・個人情報保護運営審議会について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。
福原課長	まず、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきたいと思っております。 (事務局から資料の過不足や落丁等の確認) 続きまして、会議の進め方等について説明させていただきたいと思っております。運営審議会の会議は、会議の公開原則にのっとり公開とします。会議を公開する場合は、傍聴要領(案)の内容とさせていただきます。会議録を作成し、ホーム

ページで公開閲覧とさせていただきます。会議録作成のため、録音をさせていただきます。会議録の確認については、会長へお願いし、あわせて署名もお願いしたいと思います。また、会長不在の時には、副会長にお願いをしたいと思います。

事務局からは以上です。

佐世会長

ありがとうございます。これからの会議の進め方として説明がございました。特に会議の進め方につきましては、公開になっておりますので、その公開原則に従ってやっていくということです。今日は傍聴の方がいらっしゃらないようですけれども、傍聴の方がいらっしゃれば、それに応じて対応させていただくと。そして、録音をとってですね、会議録を作成し、会議録につきましては、ホームページで公開閲覧を予定しております。そういう会議の原則について今説明がございました。

この説明で会議録につきましては会長の方で確認をして署名捺印をするという、そういう話でございました。

今、事務局の方から説明がありましたけれども、そういう会議のやり方でよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

佐世会長

よろしいでしょうかね。何かまた意見があれば、改善をしたいと思いますけれども、今申し上げたような形でやりたいと思います。ありがとうございます。

他に、事務局の方から何かございますか。

福原課長

次に、委員名簿についての説明をさせていただきたいと思います。委員名簿につきましては、ホームページ等で公開をさせていただきたいと思います。また公職者名簿への掲載内容につきましては、これまで公職者名簿には、会長、副会長、委員の職名のほか、承諾いただいた方のみ、住所と電話番号を掲載させていただいておりますので、これまでと同様の対応とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

佐世会長

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局から名簿の取り扱いについて説明がございました。配られている委員名簿はホームページ等で公表することについて、了承していただくということで、よろしゅうございましょうか。

次に公職務者名簿についてですが、公職者名簿についてはこれまでと同様に、住所及び電話番号については掲載してもよいという委員のみ掲載をさせていただくということで、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

佐世会長

今までの通りということになります。またちょっとご意見があれば個別に言っていただいてもよろしいんですかね。事務局の方に言っていただいて、例えば電話番号はちょっと控えたいとかっていうご希望があれば、それは申し出ていただきたいと思います。

それでは情報公開・個人情報保護運営審議会について、中身の審議に入りたいと思います。議題(1)の情報公開・個人情報保護運営審議会について、事務局から説明をお願いいたします。

関根主幹

はい。それでは資料1につきまして、私関根の方からご説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。情報公開・個人情報保護運営審議会について、でございます。

まず、1ですが、こちらの審議会につきましては、本市の情報公開制度及び個

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図り、これらの制度をより発展させていくため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置しているものでございます。

続いて2の運営審議会の所掌事項でございます。

審議会は、情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第4号に規定します、実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申をしていただくこととなります。

(1)でございますが、実施機関が情報公開制度及び個人情報保護制度を運営していく上で、市民にとって開かれた、利用しやすい制度としていくための制度改正や施策を行うなど、重要事項の決定につきましては、審議会に諮問させていただき、その意見を聞くこととしているものでございます。

①につきましては、情報公開条例の第24条2項におきまして、情報公開制度に関する事務の改善等について、実施機関が重要と認めるものにつきましては運営審議会の意見を聴かなければならないという規定になっておりますので、そういう案件が生じた場合は、意見を伺うこととなります。

また、個人情報保護制度につきましても、重要事項につきましては、実施機関から諮問があれば、審議をしていただき、答申をしていただくということとなります。

今回、次の議題でご説明をさせていただきます個人情報保護法施行条例の対応の方向性についても、その一つでございます。

次に(2)でございますが、審議会は、個人情報保護条例の規定により、実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について、審議し、答申いただくものでございます。

①につきましては、個人情報保護条例の第6条で、思想、信条、宗教等の取り扱いを原則禁止としておりますが、法令等の規定により取扱うことが義務づけられている場合のほか、事務事業の執行上、取扱わなければならない場合がございます。

このため法令で規定がない場合は、その事務事業上必要かどうかを運営審議会の皆様の意見を聴いた上で、必要があるという判断になった場合に限り取扱うことができることになっておりますので、その取扱いの可否について意見を述べるということでございます。

次に②でございます。こちらは個人情報保護条例第7条第2項で、個人情報は本人から収集するのが原則としておりますが、本人の同意が取れない場合や、法令等で定めがない場合など、審議会の意見を聞いて必要があると認められた場合については、本人以外から収集できるとなっておりますので、その取り扱いの可否について意見を述べるということでございます。

次に③でございます。

こちらは個人情報保護条例第7条第2項で、審議会の意見を聞いて、本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならないという規定となっておりますが、例外として、審議会の意見を聞いて特に必要がないと認められたときは、その通知を省略できるということになっておりますので、その省略の可否について意見を述べるということでございます。

続いて④でございます。

こちらが個人情報保護条例第9条第1項第5号で、実施機関が保有する個人情報につきまして、目的外利用や外部提供は原則禁止としておりますが、本人同意が取れない場合や、法令で定めがない場合などは、審議会の意見を聞いて、必要があると認められたときに、例外的に、目的外利用や、外部提供ができることとなっておりますので、その取り扱いの可否について意見を述べるということでございます。

次に⑤でございます。個人情報保護条例第9条第3項におきまして、審議会の意見を聴いて目的外利用等したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならないとなっておりますが、例外として、審議会の意見を聞いて特に必要がないと認められたときは、その通知は省略できるとなっておりますので、その省略の可否について意見を述べるということでございます。

続いて⑥でございます。こちら個人情報保護条例第11条第1項におきまして、実施機関が電子計算機の結合いわゆるオンライン結合と呼ばれているものですが、こちらによって、外部提供するときは、審議会の意見を聴いて公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害しないと認めることを要件としているので、オンライン結合の可否について意見を述べることでございます。

続いて⑦でございます。個人情報保護条例の第31条第3項におきまして、市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、その事業者に対して、説明または資料の提出を求めることができるとされております。その事業者がそれに従わない場合は、運営審議会の意見を聞いた上で、その事業者を公表することができることとされておまして、その公表の可否について意見を述べるということでございます。

続いて(3)でございます。個人情報の条例の規定によりまして、実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受けるものでございます。本日の議題にあります、個人情報取扱事務届出書に関する報告を受けるということでございます。

②の方が、オンライン結合によりまして、人権侵害等発生してしまった場合は、結合の停止とか、その必要な措置を講じたことがあった場合は、その報告を受けるといふふうになっております。

今申し上げたのが、概略でございますが、運営審議会の皆様の所掌事務というふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2ページ3ページは個人情報の取扱事務届出書の見方が説明されてありますので、後程ご参考に確認していただければと思います。

説明は以上です。

佐世会長

はい。ありがとうございます。

情報公開・個人情報保護運営審議審議会についてですね、ご説明をいただきましたけれども、そのことにつきまして、何かご質問等がございましたら、忌憚なくしていただきたいと思ひます。どうぞ。

(質問なし)

佐世会長

説明ですからね、特にこうしてくれああしてくれというものでないかもしれませんが、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

(質問なし)

佐世会長

よろしいですかね。一応聞いておいていただくということで、また何かあれば、後程していただいても構いませんので、よろしくお願ひいたします。

(2) 個人情報保護法施行条例の対応の方向性について

佐世会長

では続きまして、議題の(2)「個人情報保護法施行条例の対応の方向性について」、その説明について、事務局の方からよろしくお願ひいたします。

福原課長

はい。それでは、個人情報保護法施行条例の対応の方向性について、ご説明をさせていただきます。

資料といたしましては、「資料2 個人情報保護法の改正について」と「資料3 個人情報保護法施行条例 対応の方向性」になります。また、資料4につきましては、今回改正をされました個人情報保護法を参考としてご用意させていただきました。

本日は、資料2と資料3を使いましてご説明をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、国の動きということで、個人情報保護法の改正についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

個人情報保護法の改正について、『1 個人情報の保護に関する法律の改正の背景』でございます。

社会全体のデジタル化が進み、「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められている中で、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、令和3年5月19日付けで、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法」が公布され、「個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法」を含む多数の法律の改正が行われたところでございます。

デジタル化を進める上で【国の課題】となったところが、国及び地方におけるデジタル業務改革の推進に伴い、個人情報保護に一元的な監視監督体制が必要であるということであり、また、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡、不整合を是正する必要があるということでした。例えば、民間部門とか公的部門での定義の相違や、地方公共団体間でも個人情報保護条例は、久喜市や他の自治体など、規定が様々となっているところであり、その運用が異なっている、いわゆる2000個問題というようなことがあります。

また、国際的な制度調和を図る必要性があるというところが、デジタル化を進める上で、国の課題となったところでございます。

そこで改正を行うこととしたところでございますけれども、『2 個人情報保護法の改正のポイント』といたしましては、①個人情報保護制度に関する3本の法律、民間事業者を対象とした個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法、国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法を一本化し、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定をするというところでございます。

また、②法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを作成し、このガイドラインに基づきすべての団体が運用を行っていくということになったところでございます。

また、③今回の改正により、地方公共団体での検討が必要となる部分でございますけれども、法律の趣旨・目的に照らしまして、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項等について、法律の範囲内で条例を定めることとなったところでございます。

また、④独立した国の機関である個人情報保護委員会が一元的に監督・監視をする体制となるというところでございます。

続きまして2ページ目をご覧ください。

先ほど申し上げました個人情報保護制度を一本化するという、改正のイメージとなります。

地方公共団体につきましては、改正個人情報保護法に統合されるというところでございまして、告示日は、令和3年5月19日に告示をされたんですけども、施行日につきましては、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等につきましては、今年の4月1日から施行されているというところでございまして、我々地方公共団体につきましては、令和5年4月1日に施行されるというところでございます。

一本化された改正後の法律で、地方公共団体の機関にも直接適用されるということになりますけれども、適用される規定部分といたしましては、改正法第1章から第3章、第5章、第6章、第8章、附則となります。

続きまして『3 個人情報保護法の改正の概要』でございます。

改正後の個人情報保護法、改正法でございますけれども、規定されている内容の概要については、①から⑧の通りとなっております。

①法律の適用対象。先ほども申し上げましたけれども、地方公共団体の機関についても法の対象として、国と同様の規律が適用されます。

②定義の一元化。用語の定義につきましても官民で統一をされるということになりました。

③個人情報の取扱いにつきましては、地方公共団体にも国と同じ規律が適用されることとなります。例えば、保有の制限とか、安全確保措置、利用及び提供の

制限などの取扱いが国と同じ規律となったところでございます。

④個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられました。こちらは施行日の来年4月1日までに、市でも義務化されたということで、作成し公表しなければならないところでございます。

⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求につきまして、請求権、要件及び手続きの主要な箇所については法律で規定をし、地方公共団体につきましても国と同じ規律が適用されるということでございます。

⑥匿名加工情報の提供制度の導入でございますが、地方公共団体が保有する個人情報ファイルを、個人を識別することができないように加工したうえで、当該情報の利用を希望する民間事業者を募集し、提供する制度でございますけれども、こちらは当分の間、都道府県、指定都市に適用され、他の地方公共団体の実施は任意とされているところでございます。

⑦個人情報保護委員会と地方公共団体の関係でございますが、国の個人情報保護委員会が、個人情報の取扱い等の一元的な監督・監視を行っていくこととなります。

⑧施行期日につきましては、地方公共団体関係部分の施行日は令和5年4月1日となったところでございます。

では3ページ目をご覧ください。

『4 地方公共団体の対応』でございます。

改正法を受けまして、地方公共団体につきましては、(1)条例の整備が必要となってきたところでございます。

個人情報保護制度は改正後の法律に一本化され、法律が直接適用されます。このため各団体等で制定しております既存の「個人情報保護条例」については改正または廃止等を行うこととなります。

ただし、法律において「条例で規定することが義務づけられている事項」については条例で規定をすることとし、また、「条例で規定することが許容されている事項」については、法律の範囲内で独自の保護措置を条例で規定することを認めているため、必要に応じて本市におきましても条例で規定するということとなります。

①【条例で定めることが法律上必要な事項】につきましては、市の条例に規定する必要があります。こちらはアとしまして本人開示等請求に係る手数料の設定でございます。こちらは市の条例で規定する必要があります。

次に②【条例で定めることが法律上許容されている事項】についてですが、下にありますアからカの事項となっております。個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえて、地域の実情に応じて条例で定めることが法律上許容されているため、改正後の条例への規定について検討する必要があります。

こちらにつきましては、資料3の方で説明をさせていただきたいと思っておりますので、省略させていただきたいと思っております。

続きまして、③【条例で定めることが法律上許容されていない事項】につきましては、下のアからエの事項となっております。

こちらは条例で定めることが許容されていない事項ということで、アといたしまして、個人情報に死者に関する情報を含める規定を定めてはいけないということ、イといたしまして、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定・オンライン結合制限に関する規定でデータ流通を制限するような規定は、市の条例で定めてはいけないということになってございます。

また、ウといたしまして、目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定も定めてはいけないということになってございます。

また、エといたしまして、開示請求等の手続きについて、法の規定よりも処理期間を延長するという規定も定めてはいけないということになってございます。

続きまして④その他の事項でございます。

国と同様の規律が適用されることとなる規定等の事項につきましては、次の通り示されているところでございます。

4ページ目でございますけれども【国と同様の規律が適用されることとなる規

定]ということで、アからカの事項となっております。

こちらは先ほどご説明させていただいた内容となっております。

続きまして(2)個人情報ファイル簿でございますけれども、こちらは政令で定める1,000人以上の個人情報を取扱う場合、国で規定する「個人情報ファイル簿」の作成・公表を義務付けしているものでございまして、地方公共団体である本市におきましても作成し、公表していく必要がございます。

(3)安全管理措置でございますけれども、個人情報の漏えい等防止のために必要な安全管理措置を講ずることが義務付けられているため、法施行までに個人情報の安全管理措置基準を策定していくことになります。

続きまして(4)地方議会の条例ですけれども、地方議会は、地方公共団体の機関から除外されており、個人情報保護法の対象に含まれないこととなったため、別途、条例を制定する必要があるというところでございます。

『5 施行日』につきましては、先ほど申し上げました令和5年4月1日施行日となっております。

『6 今後の制度の改正スケジュール』でございますけれども、本日、運営審議会の委員の皆様には本市の担当課で考えました方向性を説明させていただきまして、9月下旬頃、再度、運営審議会を開催させていただいて諮問をさせていただき、答申を受けたいと考えてございます。

その後、11月または2月の市議会定例会議へ条例案を提出させていただきたいと考えております。

また、議決後、個人情報保護委員会に条例の届出をする必要がございますので、届出をさせていただき、また、その後、庁内の運用も調整をさせていただいて、令和5年4月1日から改正法及び新条例を施行し新制度の運用が開始されるということになります。

資料2につきましては以上でございます。

続きまして、資料3の「個人情報保護法施行条例 対応の方向性」について説明させていただきたいと思っておりますのでご覧ください。

個人情報保護法の改正による本市の条例整備の方針といたしましては、1といたしまして、現行の久喜市個人情報保護条例は廃止をさせていただきたいと考えております。個人情報保護制度につきましては、改正後の法律に一本化され、法律が直接適用されることとなります。そのため、既存の久喜市個人情報保護条例については廃止をさせていただきたいと思っております。

また、2といたしまして、久喜市個人情報保護法施行条例を新たに制定させていただきたいと考えております。こちらは法律において「条例で規定することが義務づけられている事項」と「条例で規定することが許容されている事項」について、法施行条例を制定し必要な事項を定めて参りたいと考えております。

法施行条例に規定する内容につきましては、(1)「条例に定めることが法律上必要な事項」として、第3条として費用負担、手数料のことを規定したいと考えてございます。

また、(2)「条例で定めることが法律上許容されている事項」といたしましては、第1条として市条例を制定する趣旨、第2条として定義、第4条として個人情報保護取扱事務届出書等について、第5条として開示決定等の期限について、第6条として実施状況の公表について、第7条として運営審議会への諮問について、附則として施行日・経過措置を規定したいと考えてございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

改正法により、本市の条例の規定で検討が必要な事項につきまして、論点としてまとめたものとなっております。資料の構成といたしましては、論点ごとに改正法で規定されている内容や補足説明を示し、それに対しまして現行の市の条例ではどのように規定されているかなどについて明記し、その結果、本市の方向性の方も示させていただいております。

それでは3ページ目をご覧ください。

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項でございます。

【論点①】本人開示等請求に係る手数料の設定でございます。

『1 改正個人情報保護法における「費用負担」の規定』でございますが、改正法におきまして第89条第2項に手数料のことを規定してございます。「開示請求をするものは、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」とあり、また、第89条第3項におきまして、条例で「手数料の額を定めるにあたっては、できる限り利用しやすい額とするように配慮しなければならない」と規定されているところでございます。

補足説明でございますけれども、手数料につきましては、「できる限り利用しやすい額」とするよう配慮することを義務付けることで、金銭面を理由に開示請求の利用を制約することがないように考慮されたものとしております。

参考といたしまして国からの資料のQ&Aで、手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することについて、例えばコピー代や記録媒体の費用等の実費について徴収することは可能とされております。

また、同じくQ&Aで、手数料の考え方について、実費は、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費であるとしております。

なお、実施の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また手数料を無料とすることも妨げないと示されているところでございます。

4ページ目をお開きください。

『2 現行の個人情報保護条例における「費用負担」の規定』でございますけれども、第1条といたしまして、こちらは個人情報保護条例の制定の目的でございますけれども、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的」としたところでございます。

第34条費用負担で、「開示等に係る手数料は、無料とする。…開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない」というふうに、現行の条例で規定してございます。

こちらは、本制度の趣旨から、「手数料は、無料」と規定しておりまして、写しの交付に要する費用の詳細につきましては規則の方に委任しております。規則では、写しの交付に要する費用は実費といたしまして、用紙1面で白黒10円、カラー20円と規定しているところでございます。

5ページ目をご覧ください。と思います。

『3 市条例対応の方向性』でございます。久喜市個人情報保護法施行条例(案)骨子でございますが、第3条に費用負担といたしまして、手数料は無料、実費相当分は有料とし、細則にて規定をさせていただきたいと考えてございます。

下に表といたしまして「開示請求に係る手数料」について、現行の規定と、右側に改正内容の案ということで、具体的に示したものとなっております。

先ほど申し上げました条例案の方には、手数料は現行通り無料とし、細則の方に写しの交付に要する費用は実費として徴収するとしたものでございます。用紙につきましては1面につき白黒10円、カラーにつきましては20円。現行通りの金額でございます。

下につきましてはCD-R1枚50円、DVD-R1枚150円、郵送その他写しの送付に要する費用でして、こちらにつきましては現在、明確な規定はしていなかったところでございますけれども、今回の改正を受けまして明記をさせていただきたいと考えてございます。

こちらは、改正後は国の運用に伴いまして、郵送による開示請求及び写しの交付の対応をすることとなることから、郵送に係る規定を設けることとし、また、電磁的記録での交付に係るCD-R及びDVD-Rの費用を規定することとしたところでございます。

こちら規定の金額等の理由でございますけれども、手数料無料とした理由といたしましては、法改正を契機として新たに手数料を徴収する特段の事情もないことから、手数料は無料とすることが適当と考えたところでございます。

また、開示の実施に必要な交付に要する実費までもすべて無料にしますと、すべて市税で賄うことになり、開示請求を行わない者との間で不公平を生じるというところでございます。

ただ、開示請求制度の利用を萎縮させないような適切な金額での費用負担は、開示請求者に求める必要があると考えてございますので、写しの作成の費用及び写しの送付に要する費用については、これまでと同様に相応額を負担させる旨の規定を市条例に規定することとしたところでございます。

では続きまして6ページ目をご覧くださいと思います。

(2) 条例で定めることが法律上許容されている事項でございます。

【論点②-1】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項（趣旨）でございます。

『1 改正個人情報保護法における「趣旨」の規定』でございますけれども、第1条に目的ということで、「この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適切な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、個人の権利利益を保護することを目的とする」ところでございます。

また、参考といたしまして国から示された資料のガイドラインで、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられるとしております。

続きまして『2 現行の個人情報保護条例における「趣旨」の規定』でございますけれども、やはり第1条に目的ということで、「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする」と規定しておりまして、概ね改正法と同様の、個人の権利利益の保護を図ることを目的としてございます。

『3 市条例対応の方向性』でございます。久喜市個人情報保護法施行条例（案）骨子でございますけれども、第1条に趣旨といたしまして、「個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定める」と規定してございます。

規定理由といたしましては、法施行条例を制定するにあたりまして、本条例の趣旨を明確にするため、個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定める旨を規定したいと考えたところでございます。

続きまして7ページ目をご覧ください。

【論点②-2】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項（定義）でございます。

『1 改正個人情報保護法における「定義」の規定』でございますけれども、第2条に定義がございまして、「この法律において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう」とし、1項1号に、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができるもの）」というふうに定義されているところでございます。

また、第11項第2号といたしまして、地方公共団体の機関につきましては、議会は除くというところが、現行の条例とは変わってきたところでございます。

補足説明といたしまして、①死者の情報につきましては、改正法では「生存する個人に関する情報」と規定されているため、死者情報を個人情報の定義に含めることは改正法では許容されていないところでございます。現行の個人情報保護条例においても、個人情報の定義には死者の情報は含んでいないところでございます。

続きまして②容易照合性についてでございます。改正法では、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる場合は、当該情報を個人情報に該当するとしており、それを容易照合性といいます。したがって容易に照合できない情報は個人情報から除かれるということになります。現行の個人情報保護条例におきましては、照合の容易性を要件としていないところから、改

正法と現行の条例との相違点となっているところでございます。

また、参考といたしまして国からの資料のガイドラインで、「他の情報と容易に照合することができる」とは、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいうとされております。

続きまして③「地方公共団体の機関」の定義についてでございますが、やはりガイドラインと事務対応ガイドが示されておりました、地方公共団体の機関から議会は除外されているところでございます。これは、国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものであるとなったところでございます。

続きまして『2 現行の個人情報保護条例における「定義」の規定』でございますが、第2条といたしまして、個人情報につきましては「生存する個人に関する情報」であり、アといたしまして、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるもの）」というふうになってございます。

また、第4号といたしまして、実施機関としては「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう」ということで、現行の条例では議会が含まれております。

『3 市条例対応の方向性』でございます。久喜市個人情報保護法施行条例（案）の骨子でございますが、定義といたしまして、第2条に、まず「市の機関」は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう」とし、また、「市の機関」以外の用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による」ということを規定してございます。

規定理由につきましては、「個人情報保護法施行条例」において、『市の機関』の用語を用いており、『市の機関』の範囲を明確にする必要があることから定義を規定したいと考えております。また、その他、法施行条例で使用する用語につきましても明確にするため、定義を規定したいとしたところでございます。

続きまして9ページでございます。

【論点②-3】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項（実施状況の公表）でございます。

『1 改正個人情報保護法における「実施状況の公表」の規定』でございますが、改正法では第165条に施行の状況の公表ということで規定がございまして、「委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表する」としてございます。

補足説明でございますけれども、国の個人情報保護委員会は、地方公共団体に対し、個人情報保護法の施行の状況について報告を求めることができること。また、委員会は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする旨を規定しております。

なお、地方公共団体独自で施行状況の公表をすることにつきましては、特段の規定はないところでございます。

『2 現行の個人情報保護条例における「実施状況の公表」の規定』でございますけれども、第36条に規定がございまして、「市長は、毎年1回、…保有個人情報の開示等の実施状況を公表するものとする」というふうに規定がございまして。

こちら本条は、個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、個人情報の開示等の実施状況の公表について定めたものでございますが、市民にこの条例が毎年どのように運用されているかを公表することにより、個人情報保護のより一層の推進を図っているところでございます。

公表の方法につきましては、毎年1回、「広報くき」及び市ホームページに掲載して公表しているところでございます。

続きまして『3 市条例対応の方向性』でございます。久喜市個人情報保護法施行条例（案）の骨子でございますが、第6条に実施状況の公表ということで、

「毎年1回、開示等の実施状況を公表する」と規定してございます。

規定理由といたしましては、現行では、情報公開条例と個人情報保護条例の両制度に基づき、年1回実施状況の公表を行っておりますが、法施行後も同様の公表を継続したいと考えておりますことから、公表について規定をしたところでございます。

本市独自の取り組みといたしまして、運用状況を市民に公表することは、個人情報の保護のより一層の推進を図る上で、今後も意義があるものと考えたため、継続して参りたいとしたところでございます。

続きまして10ページ目をご覧ください。

【論点③】個人情報取扱事務届出書等の規定でございます。

『1-1 改正個人情報保護法における「個人情報ファイル簿」の規定』でございますけれども、こちらは改正法により、新たに導入された制度で、個人情報ファイル簿の作成及び公表が法律上義務化されたところでございます。

第60条といたしまして、「「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう」とし、「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」で、また、その他「一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」を、個人情報ファイルというふうに表示されたところでございます。

第75条といたしましては、個人情報ファイル簿の作成及び公表として、行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、改正法に規定する事項と政令で定める事項を記載した帳簿を、個人情報ファイル簿といいますけれども、これを作成し、公表しなければならないと規定されたところでございます。

国のガイドラインによりますと個人情報ファイル簿の趣旨といたしましては、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとしたところでございます。

個人情報ファイル簿の見本につきましては14ページ、15ページにございますので、後で参考にご覧いただければと思っております。

続きまして11ページでございます。

『1-2 改正法における個人情報ファイル簿の規定』、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外についてでございます。先ほど個人情報ファイル等の作成が義務づけられたと、作成の対象外となっているものがございます。

第75条第2項で「次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない」とし、個人情報ファイル簿の作成から対象外となるものを規定してございます。前条の第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイルであったり、前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記載されている記録情報の全部または一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のものであったり、また、個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイルにつきましては対象外とされたところでございます。

補足説明でございますけれども、改正法の第75条第2項に規定する個人情報ファイル簿で適用除外となるものとして、第2項第1号の例といたしましては、当該機関の市の職員または職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録したものにつきましては、対象外とすると規定されているところでございます。

また、第2項第3号の例でございますけれども、政令で定める数とは

1,000人というふうに規定がございまして、1,000人以上につきましてはファイル簿の作成が義務化されたんですけども、1,000人未満の個人情

報ファイルについては、個人の権利利益侵害のおそれが少ないと考えられており、作成及び公表の対象外とされているところでございます。

続きまして、『1-3 改正個人情報保護法における「個人情報ファイル簿」の規定』、「個人情報取扱事務届出書」または「個人情報ファイル簿」の作成及び公表でございます。

先ほど申し上げました改正法第75条第1項で作成及び公表が義務化された「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記録した帳簿の作成及び公表についてでございますけれども、第75条第5項といたしまして「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とされたところでございます。

これは、国のガイドラインによりますと、条例の定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿、個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等、いわゆる事務登録簿等を作成しまして、公表することも可能とされたところでございます。本市の現行では、個人情報取扱事務届出書がこれに当たります。

また、個人情報の保護に関する法律についてのQ&Aで、国は1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成・公表することについても妨げないとしており、1,000人以上で義務化された個人情報ファイル簿と同じものを

1,000人未満で作成をすることも妨げないということが示されているところでございます。

12ページをご覧ください。

『2 現行の個人情報保護条例における「個人情報取扱事務届出書等」の規定』でございますが、第8条といたしまして個人情報取扱い事務の届出等として、実施機関が個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ市長へ届出をし、審議会への報告及びその目録を一般の閲覧に供しなければならないとされております。また、変更し、又は廃止しようとするときも、同様となっております。

補足説明でございますけれども、(1) 現行の個人情報取扱事務届出書とは、個人情報を取り扱う事務につきまして、名称、目的、記録項目等について記録した届出書をあらかじめ市長へ届出をするというものでございます。実施機関より提出された個人情報取扱事務届出書につきましては、公文書館に配架し、閲覧に供しているところでございます。

(2) こちらの届出書の趣旨でございますが、取扱事務単位の個人情報の利用目的や取扱い項目等を明確にし、個人情報取扱事務届出書に明示することで、実施機関自らが取り扱う個人情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いの確保に資するものであるということでございます。以上の理由から、個人情報保護条例では、個人情報取扱事務届出書の作成を義務づけて規定しているところでございます。

(3) 現行の個人情報取扱事務届出書の見本につきましては、16ページ、17ページに掲載してございますので、後程、参考にご覧いただければと思っております。

《現行の「個人情報取扱事務届出書」の導入の必要性》といたしましては、市民が市の取り扱う個人情報の所在や内容を確認するための仕組みの一つとして現在定着しているところでございまして、また、届出書の作成をすることで、実施機関内部における個人情報の確認機会の確保にも繋がるものでございます。改正法においても「個人情報取扱事務届出書」を作成及び公表することは、制度として認められているところでございます。

なお、例えば現行の個人情報取扱事務届出書を継続して作成・公表する場合であっても、改正法で義務づけられております個人情報ファイル簿については作成・公表を行わなければならないとされているところでございます。

「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務届出書」では、作成単位や作成対象等が異なっております。「個人情報ファイル簿」の方が、現行の事務単位で作成している「個人情報取扱事務届出書」と比べますと、作成範囲が狭くなるデ

メリットがあると考えているところでございます。

13ページをご覧ください。

『3 市条例対応の方向性』でございます。

久喜市個人情報保護法施行条(例)の骨子でございますが、第4条に、個人情報取扱事務届出書等といたしまして、「個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとするときは個人情報取扱事務届出書を市長へ届出する。個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供する。」と規定してございます。

規定理由といたしましては、収集目的等を明確にすることにより、個人情報の適正な取扱いを職員が改めて認識し、安全性の確保ができること。また、「個人情報ファイル簿」は、主として今般の法改正の目的でありますデータ流通に資するものであり、一方、「個人情報取扱事務届出書」は、主として個人情報保護に資するものであると考えられることから、市独自の取組として、現行の個人情報取扱事務届出書を継続して導入する必要性はあると考えたために、現在の個人情報取扱事務届出書等の作成、閲覧等の規定をしたところでございます。

続きまして14ページは個人情報の概念図、15ページ、16ページは先ほど申し上げました個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務届出書の見本でございますので、こちらも参考にしていただければと思っております。

では、18ページ目をご覧ください。

【論点④】本人開示請求等の手続きに関する規定(開示決定等の期限)でございます。

『1 改正個人情報保護法における「開示決定等の期限」の規定』でございますが、改正法では第83条で開示請求等の期限といたしまして、「開示決定等は開示請求があった日から30日以内にしなければならない」とし、また、第2項といたしまして、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」として、その場合には、「開示請求者に対し、…延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とされております。

また、第84条に期限の特例でございますけれども、開示請求が「著しく大量であるために、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じる恐れがある場合」につきましては、「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」とあり、この場合、「開示請求者に対し、書面により通知しなければならない」と規定されているところでございます。

続きまして、『2 現行の個人情報保護条例における「開示決定等の期限」の規定』でございますけれども、第18条といたしまして、市の条例では「当該請求を受けた日から起算して15日以内」とし、また、「やむを得ない理由により…期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる」として、この場合、やはり、「開示請求者に対し、書面により通知しなければならない」と規定しているところでございます。

19ページの『3 開示決定等の期限』、(1)改正法と個人情報保護条例の相違点をご覧いただきたいと思っております。先ほど申し上げた改正法と、現行の条例との開示決定の期限の比較表と相違点でございます。

開示決定等の期限(原則)でございますけれども、条例では15日以内、こちらは初日を算入した計算方法となっております。改正法では30日以内、初日不算入の計算方法となっております。今、見ていただいた通り、相違点といたしましては、期間が15日と30日というふうに異なっていること。また、初日を算入する計算方法、初日を不算入とする計算方法というところが、相違点となっております。

次に開示決定等の延長でございますが、現行の条例では、延長ができる規定の文言のみで、具体的な期間の明示はないところでございますが、改正法では30日以内と、明記されているところでございます。こちらが違っているところでございます。

また、開示決定等の特例といたしまして、やはり条例の方には規定がございま

せんが、改正法では60日以内と、明記されているところでございます。

続きまして(2)期間末日の取扱いについてですが、現行の条例では、運用上、期間の末日が休日等の閉庁日にあたる場合であっても当該事実は考慮せずに期間計算をしているところでございます。

例えば、期間末日が令和4年7月18日祝日のお休み、閉庁日にあたる場合には、実質的には、直近の開庁日である7月15日金曜日までに決定をしなければならない運用を行っているところでございますが、改正法では民法第140条に基づき、開示請求があった日の翌日から起算し、同法第142条により、期間の末日が行政機関等の休日にあたる場合は、その翌日をもって期限が満了することになるというところでございますので、先程の例の場合で言いますと、7月19日火曜日までに決定することになっております。

20ページ目をお開きください。

(3)条例で規定できる期間といたしまして、開示等の手続きに関する事項につきましては、条例で必要な規定をすることを妨げるものではないとされております。決定期間を改正法よりも長い期間とすることは許容されませんが、短い期間とすることは許容されているところでございます。

また、国から示されたQ&Aでも期間計算の方法については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日にあたる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるとされておまして、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできないとされているところでございます。

続きまして21ページ目をご覧ください。

『市条例対応の方向性』でございます。久喜市個人情報保護法施行条例(案)骨子でございますが、開示決定等の期限につきましては、第5条といたしまして、①開示請求の受付から14日以内とする。国は30日以内ですけども14日以内とする。

②延長は30日以内とする。こちらは事務処理上困難な場合ですけれども、こちらは改正法と同様の期間といたしました。

③保有個人情報が大量の場合は、開示請求受付から44日以内とする。こちらは保有個人情報が大量の場合に限って決定をしたいということで考えてございます。

規定理由といたしまして、①の開示決定期限については、決定期間を改正法通り30日以内とすることも考えられるところでございますけれども、その場合、現行の個人情報保護条例の決定期間より2倍伸びることとなります。現行の期間を大幅に延ばすことは、開示請求者に不利益な変更となってしまうと考え、また、近年の実績でも、現行の期間内で決定処理ができなかった事例はほとんどなかったため、期間を延ばす合理性もないところから、法施行条例案においても、現行の個人情報保護条例と同期間を維持すべきと考えたところでございます。

また、改正法では、条例で必要な規定をすることを妨げるものではないとされておまして、短い期間とすることについては許容されているところから、現行と同様に15日以内と考えたところでございますが、期間計算について、現行の初日算入ではなく初日不算入方式をとらなければならないため、現行の個人情報保護条例と同期間を規定するため、法施行条例の規定では14日以内としたところでございます。

なお、期間末日の取扱いにつきましては、法施行条例案に特に明文の規定をせずとも、一般原則通り、民法第142条の規定により計算することとしたところでございます。

次に、②と③の延長と特例の部分でございますけれども、現行条例では具体的な延長期間は明示されていないため、具体的な延長期間を規定することは開示請求者には有益となると考えたことから、規定をしたところでございます。

また、期間延長の実績は少ないですが、仮に延長した場合であっても、適正な決定のためには、原則期間及び延長期間の合計で44日間は必要となると考えましたので、44日以内としたところでございます。

期間計算方法例につきましては、下の通りとなっておりますので、後でご覧

いただければと思います。

続きまして22ページでございます。

『情報公開条例との整合性について』でございますが、情報公開条例においても、現行の個人情報保護条例と同様に、請求が到達した日から起算して15日以内に公開決定等を行わなければならないと規定しております。

個人情報保護制度と情報公開制度は同じく情報を求める制度であり、制度間の混乱を防止するため、情報公開条例における規定も個人情報保護法施行条例(案)の規定に合わせるように改正をし、期間末日の計算方法も現在の運用を改める必要があると考えております。

続きまして23ページ目をご覧ください。

【論点⑤】本人開示請求の手続きに関する規定(訂正決定等及び利用停止決定等の期限)でございます。

『1 改正個人情報保護法における「訂正決定等の期限」の規定』でございますが、第94条に訂正決定等の期限につきまして、「訂正請求があった日から30日以内にならなければならない」とあり、第2項に、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とし、この場合「訂正請求者に対し、書面により通知しなければならない」とされております。

また、第95条に訂正決定等の期限の特例がございまして、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる」とあり、この場合、やはり「訂正請求者に対して書面により通知しなければならない」と規定されているところでございます。

続きまして第102条でございますが、利用停止決定等の期限につきまして規定がありまして、決定は、「利用停止請求があった日から30日以内にならなければならない」とあり、第2項に、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とされておまして、やはり、この場合、「請求者に対し、書面により通知しなければならない」とされております。

また、第103条に、期限の特例がございまして、「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる」とあり、やはりこの場合、「請求者に対し、書面により通知しなければならない」と規定がされているところでございます。

24ページ目をお開きください。

『2 現行の個人情報保護条例における「訂正決定等の期限」の規定』でございます。第24条に規定がございまして、「訂正等の請求を受けた日から起算して30日以内に、当該訂正等の請求に対する可否を決定しなければならない」と規定されているところでございます。

『3 訂正決定等の期限』の比較表でございます。改正法と現行の個人情報保護条例の相違点を比較したものとなっております。『訂正決定等』と『利用停止決定等』の期限(原則)でございますけれども、改正法では初日不算入で30日以内というふうに規定がございまして、現行の個人情報保護条例におきましては、同じく30日以内でございますけれども、初日算入と期間の計算方法が異なっている状況でございます。そこが、相違点となっております。

次に、延長の部分でございますけれども、改正法では30日以内と規定がありますが、個人情報保護条例におきましては規定がないというところが違うところでございます。

また、特例につきましても、改正法におきましては、こちらは相当の期間内に訂正決定等をすれば足りると期間の明確な規定はございません。条例におきましては、特に明記もないような状況となっております。

25ページ目をお開きください。

『4 市条例対応の方向性』でございますが、久喜市個人情報保護法施行条例(案)骨子といたしまして、「『訂正決定等』と『利用停止決定等』との期限については、条例に規定しない」とする考えでございます。

①の期限を規定しない理由といたしましては、改正法と現行の条例との相違点

といたしまして、期限の期間計算方法の初日算入または不算入に差異があり、期間には1日の差が生じているところがございます。

このたびの改正の趣旨といたしましては、全国的な共通ルールを法律で規定をして、法律の範囲内で必要最小限の市独自の保護措置を規定するが認められているところがございます。

訂正等の期限については、これまでの実績を鑑みますと、改正法に基づいた規律による運用で特に支障はないものと考えてございます。このため、決定期限を改正法通り30日以内、初日不算入とした場合でも、現行の期間と1日の差であることから、請求者に大幅な不利益とはならないと考えたところがございます。

このようなことから、訂正決定等及び利用停止規定等の期限につきましては、条例に規定しないものと考えたところがございます。

また、延長及び特例の規定につきましても、現行条例にないことから改正法通りとしたところがございます。

また、②の訂正請求及び利用停止請求者の範囲を規定しない理由でございますけれども、現行の個人情報保護条例では、訂正請求及び利用停止請求の対象を開示決定により開示された保有個人情報の範囲に限定をする、いわゆる開示請求前置主義というんですけれども、現行の条例では規定していません。

これに対して改正法では、開示請求前置主義を採用しているというところがございます。この点制度の運用に支障が生じない限りにおいて、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとの見解が国の個人情報保護委員会からは示されているところがございます。

しかしながら、円滑かつ安定的な制度運営の観点から、請求対象を明確にして手続き上の一貫性を確保しようとするのが、法の趣旨であること、また、開示請求をして不開示決定となる情報の訂正請求及び利用停止請求を認めることによって、結果として間接的に当該情報が開示されることとなるという危険性があることから、改正法同様、開示請求前置主義を採用することが妥当と考えたところがございます。

26ページ目をお開きください。

【論点⑥】個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問でございます。

『1 改正個人情報保護法における「審議会等への諮問」の規定』でございますが、第129条に審議会等への諮問について規定がございまして、「条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされております。

補足でございますが、現行の条例では、個別具体的事項を諮問事項として規定しているのに対しまして、改正法では、特に必要がある場合に諮問できると抽象的に規定をされているところがございます。

国から示された資料のガイドラインによりますと、①「特に必要である場合」とは、個人情報保護制度の運用やそのあり方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいいます。

ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされております。

また、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という今回の改正法の趣旨に反するものであるとされているところがございます。

以上より、個別具体的に審議会等への諮問を要件とするような条例を定めることはできないと解されてございます。

次に国から示されているQ&Aでございますけれども、②「特に必要である場合」とは具体的にどのような場合なのかというところで、国の個人情報保護委員会は、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った「運用ルールの細則」を事前に設定しておくことで

個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合が考えられるとしております。

また、「運用ルールの細則」とは、例えば法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、利用目的の明示の具体的方法、正確性の確保のための方策、安全管理措置の具体的手法、また本人同意の取得方法等に関する運用ルールの策定などをいうとしております。

また、「特に必要である場合」の具体例として、法律の範囲内で、地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合、例えば、法施行条例の改正、こちらは廃止等も含まれますけれども、例えば改正などにあたって、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取するということが特に必要である場合などがあげられているところでございます。

次に『2 現行の個人情報保護条例における「審議会等への諮問」の規定』で

ございます。

(1) 久喜市情報制度・個人情報保護運営審議会の「所掌事務」につきましては、運営審議会条例第2条で所掌事項を規定してございます。「審議会は、公開条例第2条第1項及び保護条例第2条第4号に規定する実施機関に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する」とし、第1項第1項といたしまして情報公開条例及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項。また、第2号といたしまして保護条例の規定による実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項としています。

第2項では「審議会は、保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受けるものとする」とされ、第3項といたしまして「審議会は、…情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、市長又は実施機関に対して意見を述べる事ができる」という規定がされているところでございます。

以上の通り、審議会では個人情報の取扱事務届出書の報告と、実施機関の個人情報の取扱いに関する諮問を受けるということを実施しているところでございます。

(2) 個人情報保護条例により、「審議会への諮問が必要となる事項」について、現行では、①といたしまして要配慮個人情報の収集をする場合、②といたしまして本人以外の者からの個人情報の収集をする場合、③といたしまして目的外利用及び外部提供する場合、④といたしまして電子計算機のオンライン結合をする場合などがございます。

ただし、個別案件についてその都度、個別に審議会の意見を伺って、答申を得てから収集・利用・提供・委託等をする事は、実際には困難であると考えられることから、事務処理の停滞防止、市民等に負担や不利益を与えることを避けるために、現行の運用といたしましては、個人情報を取り扱う事務を内容により類型化して、その条件等について審議会において、承認基準をあらかじめ示して、その基準に該当するものは、改めて個別に審議会の意見を聴く必要はないものということで、諮問させていただいてご了解いただき答申をいただいているところであり、そういった運用を今現在はしているところでございます。

(3) 個人情報保護条例により、審議会への報告が必要となる事項につきましては、個人情報取扱事務の届出等の報告が必要となっております。

28ページをお開きください。『3 改正法の下における審議会の役割』で

ございます。

改正法では、個人情報保護制度の運用ルール等の策定について専門的知見に基づく意見を踏まえた審議が必要な場合、また、施行条例等の策定にあたり地域の代表者や有識者等として意見を述べて審議を行うことが必要な場合などの一定の場合に審議会に諮問することが「できる」となっております。

このため、現行の条例のように、個人情報の取得、利用等の制限について、審議会への諮問を要件とする条例を規定することはできなくなり、個人情報の取扱いについて改正法上の疑義が生じた場合には、国の個人情報保護委員会にその都度確認を行うこととなっております。

また、法施行後に想定される審議会の機能といたしましては、1といたしまし

て、先ほども申し上げましたけれども、定型的な案件の取り扱いについて、「運用ルールの細則」を事前に設定しておくことで、個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合がございます。「運用ルールの細則」の例といたしましては、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、利用目的の明示の具体的方法、正確性の確保のための方策、安全管理措置の具体的手法、目的外利用及び外部提供の本人同意の取得方法に関する運用ルールを策定する場合などが挙げられているところでございます。

2といたしまして、法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合に、有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合なども挙げられております。

3といたしましては、法施行条例の改正に当たり、有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合などが挙げられているところでございます。

次に、『4 久喜市情報公開・個人情報保護審査会について』でございますけれども、こちら審査会につきましては審議会的機能を持たせることも考えられるところでございますが、審査会は、不開示等の行政処分に対する不服申立てについて、諮問を受けて、実質的な審理を行うための機関であり、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置されている審議会とは、所掌事務の法的性質がそもそも異なっているところでございます。

また、審査会は不服申立てに対する諮問に応じて開催される機関であり、委員構成や開催時期を合わせることも困難な場合もあると考えられるところでございます。

以上より審査会に審議会的機能を持たせることは妥当ではなく、審議会と審査会を独立して設置する現状の体制を維持すべきものと考えているところでございます。

改正法でも、現行の「審査会」については、法施行後も審査会設置条例の改正により、改正法の個人情報開示決定等にかかる審査請求の諮問を受ける機関として引き続き当該機関を活用することができるとしているところでございます。

29ページの『5 市条例対応の方向性』でございます。久喜市個人情報保護法施行条例（案）骨子でございますが、第7条に運営審議会への諮問といたしまして、「専門的知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる」とし、（1）この条例の規定を改正・廃止する場合、（2）法第66条第1項（安全管理措置）に基づき講ずる措置の基準を定める場合、（3）個人情報の取り扱いに関する運用上の細則を定める場合、ということの規定したいと考えてございます。

規定理由として、①審議会の存続につきましては、目的外利用・提供を行う場合や要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等をする場合などは、審議会への諮問を要件とするような条例を定めることはできないとされており、また、改正後は、法律による全国的な共通ルールの下で、必要に応じて専門性を有する「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能とされているところでございます。

このことから個別の事案についての本市の現行の運営審議会の意見を聴く事案は大きく減少すると考えられるところでございますが、本市では、「情報公開条例」において制度改善に関する重要事項は、「運営審議会」に諮問をすることが義務づけられていることや、法施行条例案においても個人情報保護法の運用ルール、内規などの検討について運営審議会の意見を聴く旨の規定が必要であると考えたことから、改正法施行後においても適正な個人情報保護の取扱いを行うため、専門的知見を有する者により構成される運営審議会を設置し、引き続き個人情報保護について関与していく必要があると考えたところでございます。

②審査会の存続につきましては、やはり法施行後の開示決定等にかかる審査請求の諮問機関として、審査会を存続することとしたところでございます。

続きまして30ページ目をお開きください。

【論点⑦】本人開示等請求における不開示情報の範囲でございます。

『1 改正個人情報保護法における「不開示情報の範囲」の規定』でございますけれども、こちらは、第78条に規定がございまして、「開示請求があったと

きは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報、不開示情報といいますが、そのいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」とされているところでございます。

「不開示情報」は、不開示とすることにより守られる法律によって保護される利益として着目し、類型的に定められているものでございます。下に各号の条文が載っておりますけれども、こちらを参考にご覧いただければと思います。

31 ページ目をご覧ください。

第78条第2項といたしまして、開示義務でございます。

「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とあります。

不開示情報につきましては、改正法において、改正法と市の情報公開条例との整合性を図ることとされておりまして、法施行条例において規定することを、情報公開条例との整合性を図るためであれば許容されております。

また、改正法第78条第1項各号は不開示情報を列挙したのですが、これらの不開示情報は、情報公開条例で情報の公開請求があった場合における不開示情報と整合性が図られている必要があります。

しかし、今回個人情報保護条例が廃止され個人情報保護法へ移行することに伴い、個人情報保護法に定める不開示情報と情報公開条例で定める不開示情報との整合性が合わなくなる可能性がございます。

このため条例で定めることにより、情報公開条例の不開示情報との整合性を図ることができるようになってきているところでございます。

『2 現行の個人情報保護条例における「不開示情報の範囲」の規定』でございます。こちらは先ほど申し上げた改正個人情報保護法には規定がなく、情報公開条例には規定があるものでございます。

整合性を図る必要がある規定といたしましては、第7条第1号の「法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報」、また6号の「市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの」が、これに該当してございます。

32 ページ目をご覧ください。

こちらは非公開情報の規定の比較表となっております。

こちらの例といたしまして1と2とございますが、1につきましては市の方では該当がございませんので、1の方はちょっと省略させていただいて2の方の説明をさせていただきたいと思っております。改正法では開示している情報ですが、情報公開条例では非公開情報となっている情報としまして、先ほど申し上げた第1号の法令秘情報と、第6号の国等協力関係情報がこれに該当してございます。

これを整合性を図るために、条例で規定をすることが認められているところですけれども、調整にあたっては条件といたしまして、国の情報公開法の方にも委任規定がないと、規定をすることができないというふうになってございます。先程の比較表の通り、情報公開法には規定がないため、新たに制定する法施行条例の方に非公開情報法の規定をすることができないということになってございます。

ただ、国に確認をしたところ、法改正の第78条第6項「審議、検討等情報」及び第7号「事務又は事業に関する情報」の非公開情報の内容で対応することが可能ということでございました。特に規定をする必要はないものと考えたところでございます。

続きまして33ページ目をご覧ください。『3 市条例対応の方向性』といたしましては、対象がないので、条例には規定をしないというところで考えてございます。

34 ページ目をお開きいただきたいと思います。

【論点⑧】条例要配慮個人情報の内容でございます。

『1 改正個人情報保護法における「条例要配慮個人情報」の規定』でござい

ますが、第2条に定義といたしまして、法律における「要配慮個人情報」の規定がございます。第60条に行政機関等の義務等（定義）といたしまして、「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関等が保有する「個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう」とされております。

改正法におきましては、要配慮個人情報の規定につきまして、政令で定める記述が含まれる個人情報をいうとされておきまして、政令における規定が（1）の参考として列挙してございます。

（2）条例要配慮個人情報でございますけれども、こちらは改正法に規定する「要配慮個人情報」の定義及び関係する規律が適用されますけれども、これとは別に、条例において規定することができるとされております。

ただ、「条例要配慮個人情報」については、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしてできないとされております。

国から示された資料によりますと「条例要配慮個人情報」として想定される情報としましては、「性的少数者（LGBT）に関する事項」や、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実」などを考えられていると、示されているところでございます。

35ページの『2 現行の個人情報保護条例における「条例要配慮個人情報」の規定』でございますけれども、現行の条例では要配慮個人情報の定義が設けられており、やはり国と同じような規定がございます。

『3 改正個人情報保護法における「要配慮個人情報」の取扱いに関する規定』ですが、公的部門の規定といたしましては、要配慮個人情報の取得についての規定はなく、従来から法令上の事務の遂行に必要な個人情報しか保有（取得）が認められていないということから、重ねての制限規定は置かれていないところでございまして、個人情報保護法施行条例において「要配慮個人情報」の収集制限を規定することはできないとされているところでございます。

なお、適正な取得、不適正な利用の禁止、正確性の確保などの規律により、規範全体として必要かつ適切な保護水準が確保されているとされているところでございます。

改正法では、個人情報の類型を問わず、目的達成に必要な範囲を超えた個人情報の収集や利用が制限されているため、法の規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することなどの対応は、許容されていないところでございます。

民間部門につきましては参考としてご覧いただければと思います。

続きまして、36ページ目をご覧ください。

『4 現行の個人情報保護条例における要配慮個人情報の取扱いに関する規定』でございますけれども、取扱いの制限がございまして、基本的には、「要配慮個人情報を取り扱ってはならない」としており、「ただし、法令若しくは条例に定めがあるとき、又はあらかじめ、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、実施機関が事務事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない」としており、例外的に認めているところでございます。

『5 市条例対応の方向性』といたしましては、条例要配慮個人情報の定義は条例には規定しないとするものでございます。

改正法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他事情に応じて、本人に対する不当な差別などが生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとされているところでございます。しかし、改正法では「条例要配慮個人情報」について、取得についての規定はなく、その他の保有個人情報と同様の規律が適用されることから、「条例要配慮個人情報」を条例に規定する必要性は低いものと考えているところでございますが、今後も国や他の自治体の動向を注視す

るとともに、市が進める施策等の関係性や社会情勢の状況の変化にも留意しながら、個人情報保護委員会や、ガイドライン等に従いまして、引き続き慎重かつ適正な対応が必要であると考えているところでございます。現時点では、設定をする必要性は低いものと考えているところでございます。

続きまして37ページ目をご覧ください。

【論点⑨】目的外利用・外部提供でございます。

改正法における「目的外利用・外部提供」の規定といたしましては、第69条に「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とされております。

また、第2項に「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することが例外的にできるとされております。ただし利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」とする規定もあるところでございます。

改正法も、目的外利用・外部提供を原則として禁止しておりますが、例外的に目的外利用・外部提供を認めているところでございます。

38ページ目をご覧ください。

国から示された資料のガイドラインでございますが、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的な利用目的以外の目的のための、利用及び提供が認められる場合について規定しており、当該趣旨は現行の個人情報保護条例、改正法とも共通しているところでございます。

『2 現行個人情報保護条例における「目的外利用・外部提供」の規定』でございますけれども、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、実施機関以外のものに、保有個人情報を提供してはならないとしております。

ただし、例外的に次のような事項につきましては、この限りではないと例外規定を設けているところでございます。

39ページ目をご覧ください。

『3 現行の個人情報保護条例と改正法との比較』でございます。こちらは、相違点について、参考にご覧いただければと思います。続きまして40ページ目をお開きください。

国からの資料といたしましてガイドラインでございますけれども、①「相当な理由があるとき」についてでございますが、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められており、また、相当な理由があるかどうかにつきましては、個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合については、規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められております。

また、②「特別な理由があるとき」には、厳格に管理すべき保有個人情報について、例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に即して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨でございます。

具体的には41ページに列挙したものをご覧いただければと思います。

『市条例対応の方向性』でございますけれども、目的外利用・外部提供の規定は、法律上条例に規定できないということでございます。

規定できない理由といたしましては、改正法の規律以上の条件をもって目的外利用・外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限となると解され、また、目的外利用・外部提供の実施について、審議会による個別承認を条件とすることや類型的な承認基準をあらかじめ設定しておくことも、改正法の趣旨から許容されないと解されることから、条例には規定できないとしたところでございます。

続きまして、42ページの【論点⑩】附則でございますけれども、こちらにつきましては、施行期日とか、経過措置であったりとか、今現在の規定が引き続き従前の例によるということを経過措置として入れさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

43ページにつきましては、個人情報保護委員会につきまして説明をさせてい

ただいております。

以上が資料の説明でございます。

以上ちょっと駆け足での説明となって申し訳ございません。

よろしく願いいたします。

佐世会長

どうも詳細にありがとうございます。お疲れ様でした。

ただいま、個人情報保護法施行条例ですね、個人情報条例が今現行ありますけれどもそれが廃止することに伴って、施行条例をこれから制定するということになりまして、その方向性といいますか、骨子といいますか、大事なところを、詳細に説明いただきました。

ちょっと初めてご覧になった方もいらっしゃるって、僕もあんまりよく見てなかったんで、若干消化不良なんですけれども、個人的にはですよ、消化不良なんですけれども、ご質問等があれば、この場でご質問等をぜひという方があれば教えていただきたいと思います。

ちょっと時間の都合もありますので、後日また個別にですね、質問していただくことは全然構いませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それでは、どうぞ質問していただいておりますので。

小宮山委員

時間も押していますので、一番最後に、質問意見というペーパーが配られたのですが、このことに関して、一つだけ確認させてください。

我々は議員ではないので、三権分立の立法の部分をつなぐというのはできないと思うのですが、あくまでも運営審議会なので運営に関する意見だけだと思うのです。

そうしますと、その線引ってものすごく難しいのですが、28ページの先ほど言った3番に、「法施行条例の改正（法に委任規定があるもの等）」、「等」はいろいろありますけれども、これについて意見を聞く、聴取するというようなことを伺ったように私理解したんですけども、それが資料2の諮問だ、答申だということになるのかと思うんですが。

この委任規定のあるもの等っていうのは、具体的にはどういうものなのでしょうか。

佐世会長

今後どういう形で諮問を受けて、答申なり意見を述べるかっていうことの話をちょっと説明いただけますか。

福原課長

本日、ご説明をさせていただいた論点ごとに、本日お配りをした用紙に、委員の皆さんから、それぞれの論点に対してご意見等ご質問等ございましたら、そちらに明記していただいて、メールかファクスかでご意見をいただいて、次回の審議会の席で、それに対してお答えをさせていただきたいと考えております。

佐世会長

わかりました。

小宮山委員

すいません。その質問をするにあたって、この法に委任規定のあるもの等の内容を知りたいのですが、そうでないと意見等もできないですよね。

関根主幹

今回の条例の方向性についてご意見をいただくことにつきましては、現行の運営審議会条例の所掌事務に基づいて聴いているところでございます。

先ほどの資料の1で申し上げますと、資料1の所掌事項の2の(1)。そこに情報公開制度・個人情報保護制度に関する重要事項とございます。この条例を廃止して新たに法施行条例を策定するということは、運営に関する重要事項に当たるのではないかとということで、今回、資料を提示させていただきまして、後程9月に諮問ということで、この後また説明させていただきますけれども、諮問をさせていただいて答申を得るというふうにご考えております。今現在の運営審議会の設置条例に基づいて、皆様に意見を伺っているというふうにご理解いただければと

思います。

よろしいでしょうか。

小宮山委員さんがおっしゃっているのはそういう部分ではなくて法施行後の話ということですか。

小宮山委員

違います。現行の運営審議会条例については理解しております。

ですから先ほど申し上げましたように、我々は議員ではありませんので、あくまでも運営に関する云々ということですが、その線引はものすごく難しいわけですね。

条例の云々って、条文そのものをいうのと、運営のベースでの意見質問の範囲の線引です。

そうしますとそのヒントとして、28ページの、4の上の(3)に、審議会の役割として「法施行条例の改正(法に委任規定のあるもの等)にあたり、意見を聴く」ということなので、この「法に委任規定のあるもの等」とは改正法では何ですかということをご質問させていただいております。

関根主幹

はい。ただ今、福原課長から条例に規定することが法律上、必要な事項や許容されている事項について、ご説明させていただきましたけれども、個人情報保護法の中に条例に基づいて規定してよいとされている部分を「委任規定に基づいて」と言っているところです。

例えば、資料3のわかりやすいところと言いますと、3ページですね。

89条の2項をご覧ください。

こちらが「開示請求をするものは条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」というようになっております。

このように法律の中において条例で定めて手数料を納めるように規定するとされているところを法律で委任している事項というように認識しております。

そういう部分について、市の方針として、この案でいかがでしょうかということでご提示させていただきました。よろしいでしょうか。

小宮山委員

はい、わかりました。

佐世会長

よろしいですか。

それでは、ちょっと他にも質問がおりかと思えますけど、要は、施行条例をこれから作るに当たって、重要なポイントを今日は説明をしていただいたのだと思うのですが、そのことについての意見を聞きたいということですね。

それでももちろん、その僕たちは、議員でも何でもないので、条例はもちろん、議会で作るのですけれども。

その条例案っていうのはできているのですか。

これから作る。

その条例案と今日示された重要なポイントとの関係が同じようなものなのか、あるいは、今示されたポイントについて質問をされて、意見を求められて、これはこういう意見ですよっていうことをもとに条例案を作るのかどうか、その辺はお任せというか、そういうふうな形になるのかなと思っているのですけれども。

福原課長

そうですね。はい。

会長のおっしゃる通りで、先ほどご説明させていただいた、それぞれの論点に対して市条例対応の方向性というところで、条例の骨子を説明させていただきました。

それに、表現としては、てにをは的のところは今ちょっと調整しておるところでございますけれども、方向性としては、こちらに骨子として規定させていただいているもので条例は制定をしていきたいと考えているところでございますので、各論点に対して、委員の皆様から、適正か否かっていうところをご意見いた

できればなと思っっているところでございます。

佐世会長

わかりました。

そんなことですので、そうご理解いただいて、できれば個別の論点についてね、皆さんでちょっとご検討いただいて、私はこう思います、ということを集約できればいいかなというふうに思います。

(3) 個人情報保護条例第8条3項の規定に基づく報告について

佐世会長

続きましてちょっと時間の関係もありますので、先に進ませていただきますけれども議題の(3)の方に移りたいと思います。

個人情報保護条例第8条3項の規定に基づく報告について、この点について事務局からご説明ください。

関根主幹

はい。時間も経過しておりますので、こちらにつきましては、令和4年7月28日までの個人情報取扱事務届出書が2件ほどあるのですけれども、お手数ですが、後程ご覧いただきまして報告にかえさせていただければと思います。申し訳ございません。

佐世会長

はいありがとうございます。

そういうことで、それについてまたご質問等があれば別途していただくことでももちろん結構でございます。

(4) その他

佐世会長

続いて、議題(4)のその他ということで、事務局から、ご報告等がございましたらお願いします。

福原課長

はい。では、本日議題2で説明をさせていただきました法施行条例の対応の方向性につきまして、次回の会議におきまして、各論点に対する本市の対応の方向性が適正かどうか、可否について、当審議会の皆様に諮問をさせていただきたく予定をしているところでございます。

つきましては、恐れ入りますが次回の会議日程につきましてこの場で、調整をさせていただけたらと思っております。

事務局でいくつか候補日を用意してございます。

9月22日の木曜日2時から、または、21日火曜日の2時から、30日金曜日の2時からでございます。いかがでしょうか。(挙手2人)

では22日でご都合が悪い方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

27日の火曜日でご都合が悪い方。(挙手3人)

30日金曜日でご都合が悪い方。(挙手1人)

福原課長

そうしますと、27日が3人、22日が2人、30日が1人、ご都合が悪いということでございましたので、人数の欠席者の少ない日程で9月30日金曜日の2時からということでいかがでしょうか。

よろしいですか。

また、2番といたしまして次回の会議をスムーズに進めるために事前に各論点に対する本市の対応の方向性についてご意見がありましたら、先ほどお渡しをしました用紙にお書きいただきまして、お忙しいところ申し訳ございませんが、8月の25日の木曜日までに、別紙の市政情報課メールアドレスにお送りいただくか、様式にご記入いただきまして、ファックスで送信送付いただければと存じます。

ご意見に対する回答につきましては、次回の会議時に回答させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

佐世会長	<p>ありがとうございます。 他に何か事務局の方からよろしいですか。 それでは以上をもちまして、本日の議事につきましてはすべて終了をすることにいたします。 これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。 ご協力どうもありがとうございました。</p>
------	--

5 閉会

司会 (福原課長)	<p>佐世会長ありがとうございました。 長時間にわたり、おつき合いいただきましてありがとうございました。 本日はお忙しい中、情報公開・個人情報保護運営審議会にご出席いただきましてありがとうございました。 お帰り際にはお忘れ物のないようお気をつけてお帰りくださいませ。 以上をもちまして第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。 本日はありがとうございました。</p>
--------------	---

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 4年 8月 26日

佐世 芳

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。